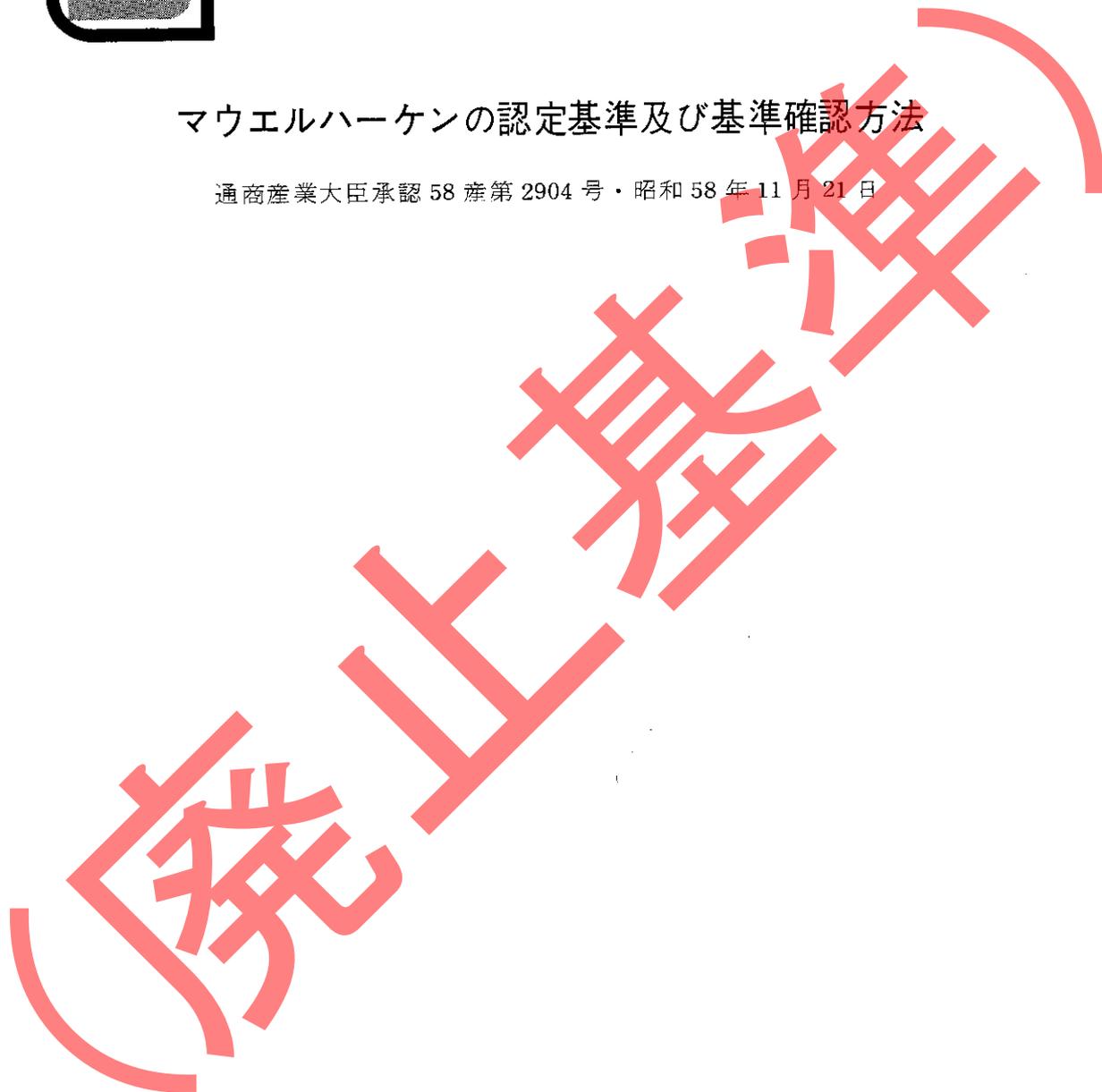


マウエルハーケンの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 58 産第 2904 号・昭和 58 年 11 月 21 日



山岳用品（カラビナ，マウエルハーケン，シュタイクアイゼン，登山用ベルト，
アイスピッケル及びアイスハンマ）専門部会専門委員名簿

氏名	所 属
(部会長) 矢野 正	東京都立工業高等専門学校
幾原 敏行	通商産業省生活産業局繊維検査管理官
池田 理平	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
岩片 武史	通商産業省横浜繊維製品検査所
遠藤 二郎	リーベルマンウエルシュリーアンドコンパニーエスエイ
梶田 民雄	梶田製作所
金坂 一郎	社団法人日本山岳会
川又 輝長	社団法人日本スポーツ用品工業協会
川村 晴一	社団法人日本山岳協会
栗本 忠	全日本運動用具小売商組合連合会
西村 惟之	東京都立工業高等専門学校
根本 啓治	製品科学研究所
平田 利英	東京農工大学
松岡 寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
三島 克己	通商産業省工業品検査所商品テスト部安全監督課
安田 裕	株式会社エバニュー
山浦 紘一	通商産業省生活産業局文化用品課
吉枝 正明	工業技術院標準部繊維化学規格課
吉田 潤	ダイワスポーツ株式会社
小牟田 陽一	製品安全協会

(事務局) 製品安全協会

〒106 東京都港区六本木3丁目17番7号
電話 (03)582-6231~5

マウエルハーケンの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、マウエルハーケンの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止をはかることを目的とする。

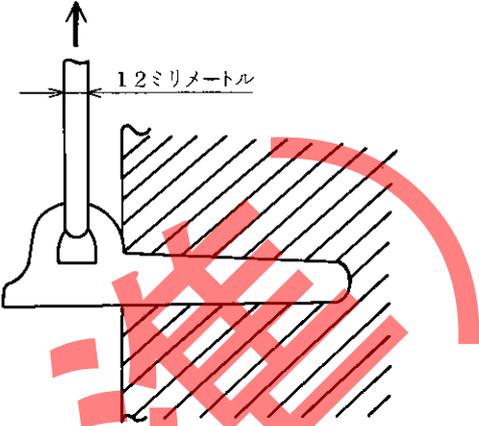
2. 適用範囲

この基準は、登山に使用するマウエルハーケン（以下「ハーケン」という。）について適用する。ただし、アイスハーケン、ラープハーケン、ボンボンハーケン及び埋込ボルトを除く。

3. 安全性品質

ハーケンの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	1. ハーケンの外観及び構造は次のとおりとする。 (1) 手指、登山用ロープ、登山用ベルト、シュリング、アブミ等を傷付けるおそれのあるばり、まくれ等がないこと。 (2) き裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。 (3) カラビナの取付け、取外し及び反転が容易にできること。	1.(1) 目視、触感等により確認すること。 (2) 目視、触感等により確認すること。 (3) 通商産業大臣承認58産第2904号カラビナの認定基準及び基準確認方法に規定するカラビナであって、断面の長径12ミリメートルのD形のものを用いて、操作により確認すること。
2. 強 度	2. 曲げ試験を行ったとき、最大荷重は、2,000キログラム以上であること。	2. 図1に示すように、刃を刃の付け根まで固定し、直径12ミリメートルの丸棒を介し、曲げ試験を行って確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
		<p style="text-align: center;">図 1</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a pin inserted into a hole. A horizontal dimension line with arrows at both ends is positioned above the pin, labeled '12ミリメートル' (12 millimeters). An upward-pointing arrow is located above the dimension line. The hole is filled with diagonal hatching lines. A large red watermark is overlaid on the diagram.</p>

4. 表示及び取扱説明書

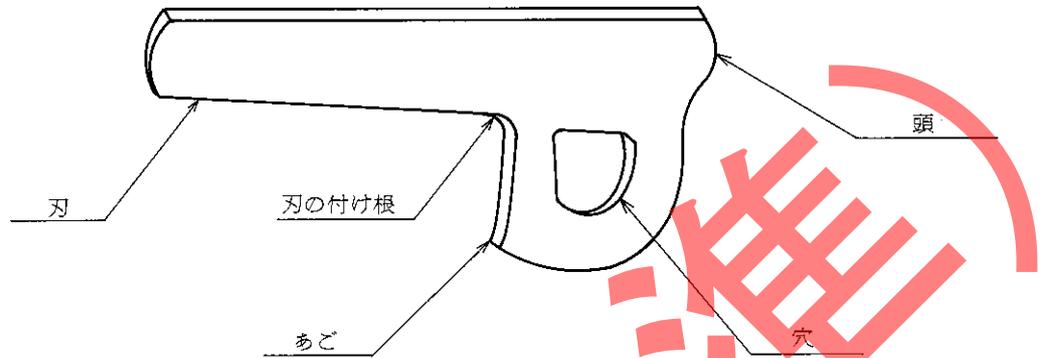
ハーケンの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表 示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. ハーケン本体には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年若しくは輸入年又はその略号。</p> <p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 形 式</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 岩場のリスに合った形式のものを使用すること。</p> <p>(b) 刃が水平又は刃先が下になるように打ち込み、また、できるだけ刃の付け根まで打ち込むこと。</p> <p>(c) 使用后、損傷の有無を確認し、損傷のあるものは使用しないこと。</p> <p>(4) SGマークの補償制度の対象となるのは登山（登山練習及び山岳救助</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

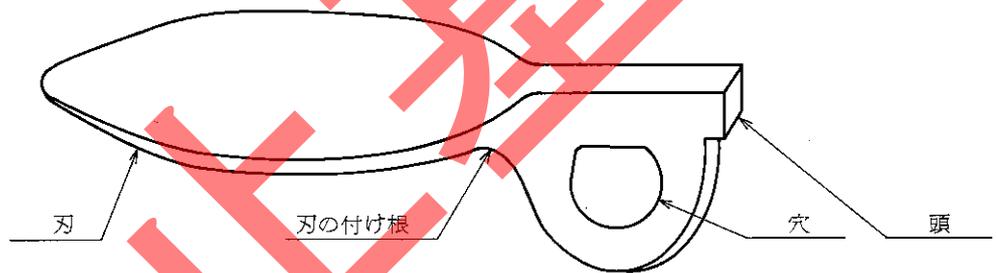
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>活動を含む。)に使用されている場合に限り、特殊な使い方をしている場合は、対象外となること。</p> <p>また、改造した場合には、対象外となることがあること。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所。</p>	

各部の名称（参考付図）

1. 縦形例



2. 横形例



3. 兼用形例

